

◆入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

	70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食あたり）	
①	一般	現役並み・一般	550円（指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等は330円）	
②	住民税非課税	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	270円
			91日目以降の入院（長期該当者）	220円
③		低所得者Ⅰ	130円	

※②、③に該当する方は、マイナンバーカードオンライン資格確認又は加入している医療保険の保険者が発行する減額認定証の提示をお願いいたします。

※②のうち、過去1年間の入院期間が90日を超えている方は、長期該当の減額認定証の提示をお願いいたします。